

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

清水建設株式会社(東京都中央区京橋2-16-1)[1000006019]
東亜建設工業株式会社(東京都新宿区西新宿3-7-1)[1000009388]
日特建設株式会社(東京都中央区東日本橋3-10-6)[1000010702]

2. 資格登録停止措置の期間

令和6年7月8日 ~ 令和6年7月22日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は、令和6年4月22日「中央自動車 新小仏トンネル工事」(八王子支社発注)において、切土法面のモルタル吹付の出来形測定後に法面を降る際、作業員が転倒し負傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)